3　帯域外領域における不要発射の強度は、次のとおりであること。

(一)　基地局の送信装置

チャネル間隔	搬送波の周波数からの差の周波数の絶対値（f）	任意の一MHzの帯域幅における平均電力
五MHz	七・五MHz以上一二・五MHz未満	次の式による値以下の値 −15−1.4×（f−7.5）デシベル
	一二・五MHz以上二二・五MHz未満	（一）二二デシベル以下の値
一〇MHz	一五MHz以上二五MHz未満	（一）二二デシベル以下の値
二〇MHz	三〇MHz以上五〇MHz未満	（一）二二デシベル以下の値

注　fの単位はMHzとする。

(二)　陸上移動局の送信装置

チャネル間隔	搬送波の周波数の絶対値（f）	任意の一MHzの帯域幅における平均電力
五MHz（二、五四五MHzを超え二、六二五MHz以下の周波数の電波を送信する場合に限る。）	七・五MHz以上八MHz未満	次の式による値以下の値 −20−2.28×（f−7.5）デシベル
	八MHz以上一七・五MHz未満	次の式による値以下の値 −21−1.68×（f−8）デシベル
	一七・五MHz以上二二・五MHz未満	（一）三七デシベル以下の値
五MHz（二、六二五MHzを超え二、六五五MHz以下の周波数の電波を送信する場合に限る。）	七・五MHz以上八MHz未満	次の式による値以下の値 −23−2.28×（f−7.5）デシベル
	八MHz以上一七・五MHz未満	次の式による値以下の値 −24−1.68×（f−8）デシベル
	一七・五MHz以上二二・五MHz未満	（一）四〇デシベル以下の値
一〇MHz（二、五四五MHzを超え二、六二五MHz以下の周波数の電波を送信する場合に限る。）	一五MHz以上二〇MHz未満	次の式による値以下の値 −21−32／19×（f−10.5）デシベル
	二〇MHz以上二五MHz未満	（一）三七デシベル以下の値

一〇MHz（二、六二五MHzを超え二、六五五MHz以下の周波数の電波を送信する場合に限る。）	一五MHz以上二〇MHz未満	次の式による値以下の値 −24−32／19×（f−10.5）デシベル
	二〇MHz以上二五MHz未満	（一）四〇デシベル以下の値
	三〇MHz以上三五MHz未満	（一）二五デシベル以下の値
	三五MHz以上五〇MHz未満	（一）三〇デシベル以下の値

注　fの単位はMHzとする。

(三)　陸上移動中継局の送信装置

陸上移動局（中継を行うものを除く。）から基地局への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合にあっては(二)の規定を、基地局から陸上移動局（中継を行うものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合にあっては(一)の規定を、それぞれ適用する。

4　スプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次のとおりであること。

(一)　基地局の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル以下の値
一五〇kHz以上三〇MHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル以下の値
三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル以下の値
一、〇〇〇MHz以上二、五〇五MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル以下の値
二、五〇五MHz以上二、五三五MHz未満	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）四二デシベル以下の値
二、五三五MHz以上（注）	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が（一）一三デシベル以下の値

注　チャネル間隔が五MHzの無線設備にあっては離調周波数が一二・五MHz以上、チャネル間隔が一〇MHzの無線設備にあっては離調周波数が二五MHz以上、チャネル間隔が二〇MHzの無線設備にあっては離調周波数が五〇MHz以上となる周波数帯に限り、表の下欄に掲げる値を適用する。